

## 特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

### 〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 \_\_\_\_\_ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを添付してください

直近の領収証書の写しを添付してください。

添付する領収証書の写しが無い場合等

### 〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 \_\_\_\_\_ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

### 〈特別徴収義務が無い場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。 → 確認印をうけてください

### 〈開始誓約〉

- 当事業所は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印をうけてください

市（町・村）確認印

〈記載要領〉

●（共通）

本書式は入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために、特別徴収に係る領収証書の写しを添付して提出する書類です。

ここでの特別徴収に係る領収証書とは、市町村から発送される納入書と一緒に綴られている領収証書（総務省施行規則第5号の15様式）のことをいいます。

なお、所定の領収証書の写しを添付することができない場合等は、各市町村の税務関係窓口で確認印を受けて下さい。

領収証書見本 （特別徴収義務者の記載があります。）

市区町村コード		個人市町村民税 個人道府県民税 領収証書 ㊦	
口座番号	加入者名		
加入者名		指定番号	
納 入 金 額	給与分 (一括徴収含む)	億	千
	退職所得分		
	延滞金		
	督促手数料		
	合計額		
納期限		(特別徴収義務者)	
住所又は所在地		氏名又は名称	
上記のとおり領収しました。		領収日付印	
(納入者保管)			

宮崎県宮崎市		個人市民税 個人県民税		領収証書 ㊦	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
452017	02020-4-960055	宮崎市収入役			
指定番号		納入金額①			
平成21年06月分		*****			
納 入 金 額	納入すべき金額が右の 納入金額①の欄の金額と 異なるときは、納入金額 ①の欄を横線で抹消し、 納入金額②の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収)	億	千	百
		退職所得分			
		延滞金			
		督促手数料			
		合計額			
納期限	平成21年7月10日	額			
(特別徴収義務者)		平成21年6月分			
住所又は所在地		領収日付印			
氏名又は名称		殿			
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)			

●（領収証書の写しを添付）の場合

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、市町村から発送される所定の様式で納付されている事業所については、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを添付してください。なお、直近のいずれか1月分で構いません。

・「市町村の入札参加資格申請に提出する場合」

入札参加資格申請をする市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。

当該申請市町村に居住する従業員が無く領収証書を添付できない場合は、県内の主たる事務所所在地の領収証書の写しを貼り付けてください。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。

なお、従業員が居住するすべての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

・「県の入札参加資格申請に提出する場合」

県内の主たる事務所所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。

なお、従業員が居住するすべての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

●（特別徴収実施確認）

市町村から発送される所定の様式の領収証書の写しが添付できない場合（以下の場合等）については、市町村の税務担当課において、この確認を受けて下さい。

想定される状況：地方税納付代行サービスを利用して納税している場合。

督促状によって納税した場合。

市町村の窓口で別の納付書で納税した場合。

新たに起業した等により、特別徴収の手続きは行ったが、まだ、納入通知書等を受け取っていない場合。

滞納処分によって徴税が行われた場合。

・「市町村の入札参加資格申請に提出する場合」

入札参加資格申請をする市町村の税務担当窓口で確認印を受けて下さい。

当該申請する市町村に居住する従業員が無い場合は、主たる事務所が所在する市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の税務担当課窓口で確認印をうけてください。

なお、従業員が居住する市町村すべてから確認印を受ける必要はありません。

・「県の入札参加資格申請に提出する場合」

県内の主たる事務所所在地の市町村の税務担当窓口で確認印を受けて下さい。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

なお、従業員が居住するすべての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

●（特別徴収義務の無い事務所）

すべての従業員に徴収すべき個人住民税がない場合、特別徴収義務のない事業所として証明することになります。この確認印については県内の主たる事務所所在地の税務担当課で確認印を受けて下さい。

個人事業の方で特別徴収義務の無い事業所の確認を受ける場合は、市（町・村）の確認を受ける際、次の書類の添付が必要です。

確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し（いずれかの書類の「○給料賃金の内訳」部分を確認します。）

●（「開始誓約」の場合）

この誓約は、現在、特別徴収を実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切替が間に合わない等の真にやむを得ない場合に使用するものです。

・「市町村の入札参加資格申請に提出する場合」

入札参加資格申請をする市町村の税務担当窓口で確認印を受けて下さい。

当該申請する市町村に居住する従業員が無い場合は、主たる事務所が所在する市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の税務担当課窓口で確認印をうけてください。

なお、従業員が居住する市町村すべてから確認印を受ける必要はありません。

・「県の入札参加資格申請に提出する場合」

県内の主たる事務所所在地の市町村の税務担当窓口で確認印を受けて下さい。

主たる事務所所在地にも居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の税務担当課窓口で確認印を受けてください。

なお、従業員が居住するすべての市町村の領収証証書を貼り付ける必要はありません。

## 公共調達等における特別徴収要件化の手引き(事業者向け)

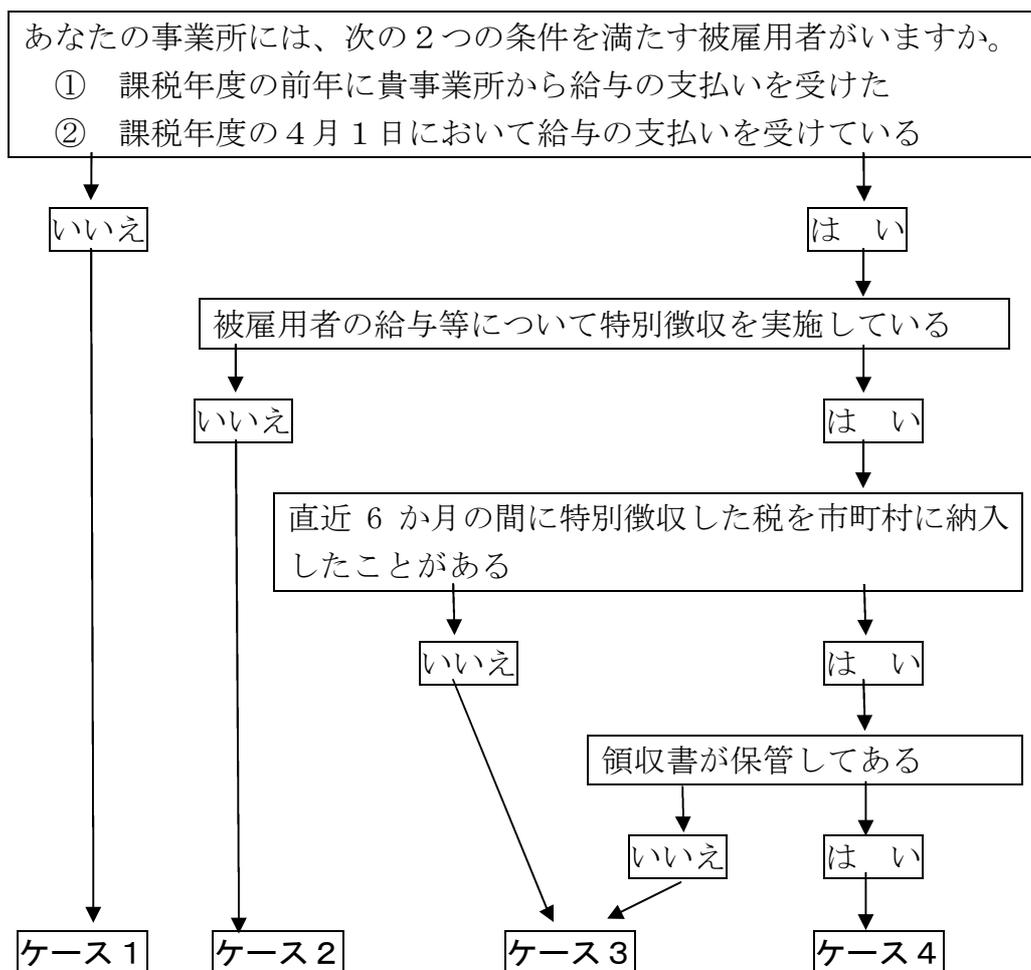
平成 23 年 7 月 4 日

宮崎県地方税収方策検討委員会

宮崎県及び県内各市町村では、個人住民税の特別徴収制度の適正化を図るため、被雇用者の個人住民税の特別徴収を行っていないければ、事業者が公共調達の入札参加資格審査申請を行うことができない制度を、平成25年度までに順次導入する取組を進めています。

次の手順により必要な手続を確認してください。

手順1 あなたの事業所について、次により、どの類型に属するかを判断してください。



手順2 ケースごとに必要な手続を確認してください。

- ケース1
- あなたの事業所は、特別徴収を行っていただく必要はありません。
  - 別添の特別徴収実施確認・開始誓約書を市町村の税務課の窓口へ提出し、特別徴収義務がないことの確認を受けてください。その際には、確定申告書に添付する収支内訳書の写し又は青色申告決算書の写しを提出する必要があります。確認を受けるべき市町村は次のとおりです。
    - 一 市町村に申請を行うとき
      - ① 申請を行う市町村の税務担当所属
      - ② 申請を行う市町村の住民税について特別徴収を行うべき被雇用者がいないことなどにより①によることができない場合には、主たる事務所の所在する市町村の税務担当所属
      - ③ ①及び②によることができない場合には、被雇用者が最も多く居住する県内の市町村の税務担当所属
    - 二 県に申請を行うとき
      - ① 県内の主たる事業所所在地の市町村の税務担当所属
      - ② ①によることができない場合には、被雇用者が最も多く居住する市町村の税務担当所属
  - 確認を受けた特別徴収実施確認・開始誓約書を添付して、公共調達等の申請を行ってください。
- ケース2
- あなたの事業所は、特別徴収を行っていただく必要があります。
  - 別添の特別徴収実施確認・開始誓約書を市町村の税務課の窓口へ提出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度の課税に係る個人住民税から特別徴収を開始することを誓約し、その確認を受けてください。確認を受けるべき市町村は、ケース1と同じです。
  - 確認を受けた特別徴収実施確認・開始誓約書を添付して、公共調達等の申請を行ってください。
- ケース3
- あなたの事業所は、既に特別徴収を実施していますが、直近6月間の領収書がありません。
  - 別添の特別徴収実施確認書・開始誓約書を市町村の税務課の窓口へ提出し、既に特別徴収を実施していることについて確認を受けてください。確認を受けるべき市町村は、ケース1と同じです。
  - 確認を受けた特別徴収実施確認・開始誓約書を添付して、公共調達等の申請を行ってください。

ケース4

- あなたの事業所は、既に特別徴収を実施しており、直近6月間の領収書も保管されています。
- 別添の特別徴収実施確認書・開始誓約書に直近6月間の領収書の写しを添付して、公共調達等の申請を行ってください。
- 添付すべき領収書は次のとおりです。

一 市町村に申請を行うとき

- ① 申請を行う市町村の領収書
- ② ①がない場合には、県内の主たる事業所所在地の市町村の領収書
- ③ ①又は②がない場合には、被雇用者が最も多く居住する県内の市町村の領収書

二 県に申請を行うとき

- ① 県内の主たる事業所所在地の市町村の領収書
- ② ①がない場合には、被雇用者が最も多く居住する市町村の領収書